

人権に関する主な相談窓口 お気軽にご相談ください。

分野	相談名称・機関	相談内容	相談員	場所	相談日(受付時間)	電話番号	
子ども	子育てなんでも相談	子育てなどに関するさまざまな相談	家庭児童相談員 母子・父子自立支援員	子育て総合支援センター (専用電話相談)	毎日(年末年始を除く) 9:15~18:00	0800-200-7114 (通話無料)	
	教育相談	小・中学校の児童・生徒の心の悩みに関する相談	教育相談員	教育総合研究所 (サイトピアセンター学習館7階) ※火曜日は電話相談のみ	月~金 9:00~12:00 13:00~16:00 土 9:00~12:00 (来所相談は要予約)	74-6666	
	西濃子ども相談センター	子育て、子どもの発達、不登校、非行、虐待に関わる相談	児童福祉司・心理司	西濃子ども相談センター (木森町5-1458-10)	(来所相談) 月~金 8:30~17:15  (虐待通告)24時間対応	78-4838  (全国共通ダイヤルは3桁の番号)189	
	子どもの人権110番	いじめ、体罰、児童虐待など子どもをめぐる人権問題	人権擁護委員 法務局職員	(専用電話相談)	月~金 8:30~17:15	0120-007-110 (全国共通・無料)	
女性	女性の悩み相談	女性が抱えるさまざまな悩みごとの相談	女性相談員	ハートリンクおおがき (サイトピアセンター 学習館1階)	水・金・土 9:00~17:00 (受付は16:00まで) ※面接相談は要予約	電話相談 47-7188 (予約受付)47-8549	
	女性相談	DVなどに関する相談	女性相談員	市役所社会福祉課(1階)	月・火・木・金 8:30~17:15	81-4111 (内線)2470	
	女性の人権ホットライン	DV、セクハラ、ストーカー行為などの女性をめぐる人権問題	人権擁護委員 法務局職員	(専用電話相談)	月~金 8:30~17:15	0570-070-810 (全国共通ナビダイヤル)	
高齢者	地域包括支援センター	高齢者の福祉・介護などの相談に関する事	保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員などの専門職員	市役所高齢福祉課(1階) 総合福祉会館(馬場町124) 在宅福祉サービスステーション(今宿5-1-4) 上石津老人福祉センター悠楽苑(上石津町牧田4780) お勝山ふれあいセンター(牧野町2-150-1) 中川ふれあいセンター(中川町4-668-1)	月~金 8:30~17:15 (土・日・祝日・夜間は、携帯電話に転送)	(安井・洲本・浅草・川並) 82-1166 (興文・東・西・南・南新・日新・豊里・横里・荒崎) 77-2255 (和合・三城・墨俣) 84-7111 (上石津) 48-0068 (宇留生・赤坂・青墓) 71-5536 (北・中川) 82-1701	
障がい者	【身体障がい者】障がい者生活支援センター	身体障がい者とその家族のための相談、福祉サービスの支援など	社会福祉士・身障相談員などの専門職員	総合福祉会館(馬場町124)	月~金 8:30~17:15 土 9:00~16:00  (日・夜間は携帯電話対応)	(障がい者生活支援センター) 75-0183 (携帯電話) 090-7918-0400	
	【知的障がい者】柿の木荘	福祉サービスの利用や就労に関する事などの相談	相談支援専門員	柿の木荘 (古宮町397-1)	月~金 8:30~17:15  (土・日・夜間は携帯電話対応)	(柿の木荘) 89-9503 (携帯電話) 090-9122-6130	
	【精神障がい者】地域活動支援センターせせらぎ	日常生活の支援や日常的な相談	精神保健福祉士	相談支援事業所せせらぎ (中野町1-10)	毎日(夜間も電話対応)	(相談支援事業所せせらぎ) 81-8521	
同和問題	人権擁護推進室	同和問題に関する事	人権擁護推進室職員	市役所人権擁護推進室(2階)	月~金 8:30~17:15	47-8576	
外国人	ポルトガル語による相談	日常生活全般の相談	ポルトガル語相談員	市役所まちづくり推進課(2階)	月~金 8:30~17:15	47-8562	
	英語による相談	日常生活全般の相談	まちづくり推進課職員	市役所まちづくり推進課(2階)	月~木 8:30~17:15	47-8546	
	中国語による相談	日常生活全般の相談	中国語相談員	市役所まちづくり推進課(2階)	金 9:00~17:00	47-8546	
	外国語人権相談ダイヤル	日常生活での差別や、学校でのいじめなどの人権問題	英語・中国語・韓国語・フィリピン語・ポルトガル語・ベトナム語・ネパール語・スペイン語・インドネシア語・タイ語の通訳を配置した専用電話による相談	大垣国際交流協会職員	大垣国際交流協会(サイトピアセンター学習館2階)	月~金 9:00~17:00	0570-090911 (全国共通ナビダイヤル)
	エイズ・梅毒相談 エイズ・梅毒検査	エイズ・梅毒に関する不安・心配 HIV抗体検査・梅毒抗体検査	保健所職員	西濃保健所 (江崎町422-3・西濃総合庁舎)	(電話相談)月~金 9:00~17:00 (検査日:要予約・電話可) 第1・3火 8:45~10:15 第3火 16:45~17:45	73-1111 (内線)276	
人権全般	人権よろず相談	差別や虐待、パワハラなどの様々な人権問題	人権擁護委員	市役所人権擁護推進室(2階) 上石津地域事務所住民相談室(1階) 墨俣地域事務所相談室(2階)	毎月第3金曜日 13:00~16:00 奇数月第2水曜日 9:30~11:30 奇数月第3木曜日 13:00~16:00	47-8576 45-3111 62-3111	
	人権相談(常設相談所)	差別や虐待、パワハラなどの様々な人権問題	人権擁護委員 法務局職員	岐阜地方法務局大垣支局 (丸の内1-19)	月~金 8:30~17:15	0570-003-110 (みんなの人権110番 全国共通ナビダイヤル)	

※相談日は、祝日・年末年始などで休みとなる場合がありますので、事前にご確認のうえ、ご相談ください。

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、開催中止となる場合がありますので、事前に各担当機関等へお問い合わせください。

〈問い合わせ先〉 〒503-8601 大垣市丸の内2-29 大垣市役所 市民活動部人権擁護推進室 まで  
 直通TEL: 0584-47-8576 FAX: 0584-81-7800 E-mail: jinken@city.ogaki.lg.jp

# 人権Letter

No.25  
令和2年9月  
発行

— 法務省 人権啓発キャッチコピー — 「誰か」のことじゃない。  
 (「東京2020公認 人権啓発キャッチコピーコンテスト」最優秀作品) 大垣市 市民活動部 人権擁護推進室

## 新型コロナウイルス感染症に関連する 人権への配慮について

新型コロナウイルス感染症が依然として猛威をふるう中、感染した方やその家族・同僚、医療従事者などに対する誹謗中傷が、インターネット・SNS上をはじめとした様々な場面で広がっています。感染は誰にでも起こる可能性があり、感染者の人権に配慮することが大切です。

こうした誹謗中傷は、感染を疑われる症状が出て、検査のための受診や、保健所等への正確な行動歴・濃厚接触者の情報提供をためらってしまうなど、感染拡大の防止にも支障をきたす恐れがあります。感染者への思いやりの心をもった行動を心がけましょう。

また、新型コロナウイルス感染症に関して、インターネット・SNS上などには、不確かな情報や事実とは異なる情報が掲載されていることがあります。これらの情報をうのみにしたり、むやみに転載・拡散することなく、厚生労働省や地方自治体などの公的機関が発信する情報を入手し、正しい理解のもと、人権に配慮した冷静な行動を心がけましょう。

### 差別や偏見、心ない言動の例 ~あなたはしていませんか?~

- 感染者の住所や勤務先の詮索
- 感染者の家族等に対する出勤拒否
- インターネット、SNS上での誹謗中傷やデマの拡散
- 医療従事者等への嫌がらせ(入店拒否やタクシー乗車拒否)
- ドラッグストア等の従業員への嫌がらせ(過度なクレーム等)
- 子どもに対する保育園への登園拒否や園内でのいじめ など



### 人権に関する相談窓口

人権について相談を希望される場合は、次の電話相談窓口へお願いします。

- みんなの人権110番 TEL 0570-003-110 (平日午前8時30分から午後5時15分まで)  
(全国共通人権相談ダイヤル)
- 子どもの人権110番 TEL 0120-007-110 (平日午前8時30分から午後5時15分まで)
- 外国語人権相談ダイヤル TEL 0570-090911 (平日午前9時から午後5時まで)  
(Foreign-language Human Rights Hotline)



大垣市新型コロナウイルス感染症予防啓発標語  
**新しい習慣で感染症予防!**  
 ~手洗い マスク 人との距離~



## 岐阜県感染症対策基本条例が制定されました

県は、新型コロナウイルス感染症の再度の感染拡大や、新たな感染症の発生に備えるため、これまでの取組みを踏まえ、「岐阜県感染症対策基本条例」を制定し、令和2年7月9日に施行しました。

この条例には、県の責務や県民の役割、対策組織、対策内容に加え、差別的取り扱い等の禁止が定められています。差別的取扱いのないよう人権に配慮した行動をとりましょう。

### 【岐阜県感染症対策基本条例の関連部分】

(差別的取扱い等の禁止)

第十四条 何人も、感染症の患者、医療従事者等に対し、感染症のり患、そのおそれ等を理由として、不当な差別的取扱い又は誹謗(ひぼう)中傷をしてはならない。



## スーパーでの出来事

赤ちゃんを連れて出かけるようになった頃のある日のことです。

その頃は、スーパーに行く時、毎回、赤ちゃんが買い物中にぐずらないかな、大丈夫かなと心配しつつ出かけていました。

その日も、買い物をしてレジに並んでいると、今までご機嫌だった赤ちゃんが急に泣き始めました。困ったなと思いながらあやしていると、前に並んでいた方が、笑顔で「よかったらお先にどうぞ。」と順番を譲ってくださいました。

温かい心遣いに感謝の気持ちでいっぱいになった出来事でした。

(津村町 K・Sさんより)



### 大垣市人権のまちづくり懇話会 委員のコメント

赤ちゃんを連れての買い物は、本当に大変ですね。順番を譲ってくださった方は、頑張っているお母さんにさりげない応援を送られたのでしょう。その心遣いに感謝されるK・Sさん。温かい光景が目につかびます。肩の力を抜いて、今しかない子育ての時間を楽しんでください。

「市民人権とおく」の寄稿を随時受け付けています(寄稿先については4ページ下の「問い合わせ先」をご覧ください)。応募された方には、人権啓発グッズをプレゼントいたします。みなさんが見た・体験した「ちょっといい話」をお寄せください。

## 新しい人権標語をご存じですか

みなさんは、4月以降に市役所から送られてくる郵便物やイベントのチラシなどに、次の標語が掲載されているのを見たことがありますか?

「誰か」のこと じゃない。

この標語は、法務省が2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に合わせて実施した人権啓発キャッチコピーコンテストの最優秀作品です。一見、どうしてこれが人権標語なのかと思われるかもしれませんが、この標語には次のような意味があります。

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を控えた今、我が国では、未来に向けて社会全体で人権問題に取り組もうとする気運が高まっています。

しかし、一方では、いまだに、生命・身体の安全に関わる事象や不当な差別などの人権侵害が存在しています。問題を解決するためにも、引き続き、人権尊重思想の普及高揚のための人権啓発活動に着実に取り組んでいく必要があります。

また、誰もがお互いの人権を尊重し合う「心のバリアフリー」を更に推進し、多様な主体が互いに連携し、支え合う共生社会を実現する必要があります。

法務省の人権擁護機関では、これらの取組について、「誰か」のことではなく、自分自身のこととして捉えていただけるよう、理解と参画を得ながら進めていきたいと考えています。

そこで、本年度の啓発活動重点目標を公募によって標記のとおり定め、これを2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシー(後世に遺すべき有形・無形の財産)の一つとして次世代に承継することができるよう、また、一人一人が人権を尊重することの重要性を正しく認識し、これを前提として他人の人権にも十分配慮した行動をとることができるよう、各種の人権啓発活動を幅広く展開します。(法務省「令和2年度啓発活動重点目標～人権啓発キャッチコピー～」を引用・一部改変)

みなさんも改めて、自分のこととして、人権を考えてみませんか。

## 人権啓発広告塔を リニューアルしました

市では、市民のみなさんが人権に関心を持ち、人権意識を高めていただくために、人権啓発広告塔を市内17か所に設置しています。

令和元年度には、長松町の広告塔板面を改修しました。

広告面には、人権意識を高めることに加え、市内各小学校が取り組んでいる人権教育学習を、広く市民に訴えかけることも目的として、児童制作の人権標語を掲げています。今回は市立荒崎小学校6年生児童作の標語を掲載しました。

掲載標語 「スマホ置き 目を見て会話 始めよう」  
大垣市立荒崎小学校6年児童作品

多くの方に見ていただき、人権について考えるきっかけにしていただきたいと思います。

